

富福第436号
令和2年7月27日

社会福祉法人
富士見市社会福祉協議会
会長 新井幸雄 様

富士見市長 星野光弘



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和2年 7月28日から 令和7年 7月27日まで